

議案第90号

あきる野市高齢者在宅サービスセンターに係る指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成29年11月28日

提出者 あきる野市長 澤井敏和

提案理由

あきる野市高齢者在宅サービスセンターに係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、提出する。

あきる野市高齢者在宅サービスセンターに係る指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

公の施設の名称	指定管理者の名称及び所在地	指定の期間
萩野センター	医療法人財団 暁 あきる野市秋川六丁目5番地1	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
開戸センター	医療法人財団 暁 あきる野市秋川六丁目5番地1	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
五日市センター	医療法人財団 暁 あきる野市秋川六丁目5番地1	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで